

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年 12月 4日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 松本 勝利

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1 当該招請の主旨

本業務については、水素ガス供給設備（以下「HGS」という。）の構成品である監視制御装置に HGS 局舎内に設置されている現地用、管理官署に設置されている遠隔用、中央監視局に設置されている中央用のこの 3 種類の監視制御機能をもった多機能型監視制御装置および現場制御装置の更新を行うものであり、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な水素ガス供給設備の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 水素ガス供給設備の多機能型監視制御装置及び現場制御装置の更新
- (2) 業務内容 複数の監視制御機能を持った HGS の監視制御装置及び HGS 局舎内に設置されている現場制御装置の更新
- (3) 履行期限 令和 2 年 3 月 27 日

### 3 業務目的

既に運用している水素ガス供給設備の性能、機能、及び作動状況を確認することにより、常に最適状況に保ち、障害の発生を未然に防ぐことを目的とする。

### 4 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和元・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）国土交通省競争参加資格（全省統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国

土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 更新に関する要件

水素ガス供給システムの性能・機能仕様を理解し、多機能型監視制御装置及び現場制御装置の更新技術を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(4) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について、必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

また、本業務作業期間中、本作業に起因する観測装置の不具合が発生した場合は、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(5) 業務実績に関する要件

オンラインによるデータ処理及び制御監視処理を行う業務処理プログラムの制作実績を有すること。

(6) その他必要と認める要件

水素ガス供給設備と同種の機器を監視制御する装置の更新の実績があること。

## 5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1－3－4

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 吉田 松司

電話 03-3212-8341 (内線 2577) FAX 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年12月4日から令和元年12月23日まで (1) に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和元年12月24日 17時まで (1) に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）

又は電送（事前に (1) へ連絡を入れること）すること。

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式によ

る公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。